



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	8年目が終わる今：東京学芸大学大学史資料室の現状と課題(fulltext)
Author(s)	川手,圭一
Citation	東京学芸大学大学史資料室報, 7: 2-5
Issue Date	2020-03-31
URL	http://hdl.handle.net/2309/159358
Publisher	東京学芸大学大学史資料室
Rights	

8年目が終わる今：東京学芸大学大学史資料室の現状と課題

川手圭一（大学史資料室室長）

はじめに

2012年5月31日にオープニング・セレモニーが行われ、東京学芸大学大学史資料室が創設されてから丸8年が経とうとしている。小稿では、本室のここまでの歩みを振り返りつつ、その現状と課題を捉え返し、今後の大学史資料室が目指す方向の整理と、今後の本室のグランドデザインを描く上での一助としたい。なお、ここに述べることは、組織としての見解ではなく、あくまで奇しくも2年前から室長を引き受けることとなった筆者個人の覚書であることをお断りしておきたい。

本大学史資料室の設立の経緯については、初代室長であった藤井健志が創設時にまとめている¹。わが国における教員養成系大学の中核的大学を自負する本学において、師範学校時代に遡る教員養成の歴史を知るための史料保存がほとんどなされていないことを憂慮する学内の有志たちの手弁当によって、その歩みは始まった。

1. 大学アーカイヴズとしての東京学芸大学大学史資料室

上述した通り、本大学史資料室の立ち上げは、明治・大正期にまで遡る本学の歴史、ひいてはわが国の教員養成史に関する史料の散逸と、仮に残っているものも保存状態が劣悪なことを憂える藤井たちの努力によるものであったが、同時にこれは、全国の国立大学における大学アーカイヴズ設立の動きとも連動するものでもあった²。それは、2000年代に入ってから情報公開と公文書管理をめぐる法制度の整備の中で、各国立大学が対応を求められたことに関係している。2001年4月に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（＝「情報公開法」）が施行されると、国立大学の行政文書も情報公開の対象となり、現用文書の厳密な管理はもとより、保存期間が満了した行政文書の取り扱いが問題となった³。さらに2011年4月には、「公文書等の管理に関する法律（＝「公文書管理法」）が施行され、これにより保存期間が満了した行政文書の移管を受けるために大学アーカイヴズは「国立公文書館等」の指定を受けなくてはならなくなった⁴。2004年に国立大学は、国立大学法人法によって法人化され、行政文書は「法人文書」となったが、この法人文書の保存については、基本的にはこの二つの法律に基づいて、各大学が定める規定によって行政文書と同様に、その管理と廃棄、さらには保存の運用がなされている。

したがって、本室もその主たる業務の一つとして、東京学芸大学大学史資料室規定第3条第1号に、「本学の運営および教育研究等に関する重要な資料の調査及び収集」を掲げ、その実現を目指した。しかし、これについては、さまざまな困難が立ちはだかることとなった。この法人文書の保存の問題については、すでに藤井が『大学史資料室報』第1号のなかで、詳細にその問題点を指摘している⁵。

特に重要なのは、上記の「情報公開法」の枠組みの中で、本学においても「国立大学法人東京学芸大学法人文書管理規則（＝以下、「管理規則」と略）が2011年に施行されており、本学の法人文書はこの規定に基づき、厳密な管理のもとに置かれていることである。と同時に、その中にある「法人文書の保存期間基準」に即して定められた保存期間が満了した法人文書は、独立行政法人国立公文書館に移管、または廃棄していかなくてはならな

い。このように、確かに「管理規則」では、保存期間の満了した法人文書の一部を独立行政法人国立公文書館へ移管するということが示されている。しかし、現実にはその可能性はほとんどない。では、保存期間の過ぎた法人文書のなかでも、歴史的な価値のある重要な文書、記録をどのように残していくことができるのであろうか。

唯一可能な方策は、公文書管理法に即して、本大学史資料室が、「国立公文書館等」として内閣総理大臣の指定を受けることである。これにより、本室が、「管理規則」によって保存期間を満了した法人文書を受け入れることが可能となる。だが、この指定を受けることは難しく、これが本室発足以来の課題であっても、今日なお実現していない。

ところで藤井は、この点について、本室の発足にあたり、本室が総務系の事務組織に結び付けられず、図書館の下に位置づけられたことを、藤井自身の誤解ということも含めて悔いている⁶。つまり、「公文書管理法」に示される公文書の定義から除外された「歴史資料等」を保存する図書館等の下に置かれたことを問題とするのである。確かに、法律上、「公文書」は「国立公文書館等」に保存し、「歴史資料等」は図書館等に保存するように定められているというのは、その通りであろう。しかし、仮に組織上、図書館の下に位置づいていても、大学史資料室自体が「国立公文書館等」の指定を受けることができれば、保存期間が満了となった法人文書の中から歴史的価値のある史料を保存することは可能となろう。

つまり、この問題を解決するためには、本大学史資料室が「国立公文書館等」の指定を受けることが何よりも重要なのである。この間、大学史資料室は全学的に、保存期間の満了した法人文書について、大学各部署に毎年「延期」の手続きをしてもらい、これら文書の受け入れ可能となるまでの当座の対応を依頼してきた。しかし、それは限られたスペースと人員の中で、学内各部署に大きな負担を強いることとなり、2019年7月以降は、この依頼を行わないこととした。

既に述べた通り、本学の法人文書の中には、本学の教育の歴史、さらには日本の教員養成の歴史を後世の人間が知るうえで貴重な記録が多く存在する。その保存を、法的枠組みと本学が置かれている現実の中で実現することが大学史資料室の一つの責務である。他方では、「管理規則」内の「法人文書の保存期間基準」の見直しということも問題となろうが、「国立公文書館等」の指定を受けることが、何よりも重要な一歩となるのである。

2. 「師範学校アーカイブズ」の整備・発展について

本大学史資料室が、わが国における師範学校以来の教員養成の歴史に関わる史資料の収集を使命とするとき、その活動は、東京学芸大学という一つの大学の枠を超えていかざるをえない面を持つ。

本大学史資料室では、すでに「平成27年度文部科学省特別経費（プロジェクト分）—文化的・学術的な資料等の保存等—」を用いて、師範学校資料に関するデータベースである「師範学校アーカイブズ」の運用を開始している。この事業もまた、藤井ら初期の室員の活動であった。その意義と課題については、藤井健志「師範学校アーカイブズの構築とその意義」に詳しい⁷。データベース作成にあたっては、本室員が教員養成単科大学を中心に十数大学を回って関係資料を確認した。これは、さしあたり、各大学の図書館で所蔵されている図書資料のうち、OPACで公開されているもののデータベースであり、これを今後どのように発展・充実させていくかが大きな課題となる。

その一つの方向として有り得るのは、単科の各教員養成系大学が協働して「師範学校アーカイブズ」のプラットフォームを進めることではないだろうか。残念ながら、国立大学の中でも教員養成系大学の財政規模は大き

くなく、しかもその財政事情はますます厳しいものとなっている。それは、本室の事業展開にも大きな壁となって立ちはだかる。しかし、師範学校以来の教員養成の史資料収集の使命は、教員養成系大学共通のものである。したがって、それぞれの大学が自前で資料のデータベース化を進めるとともに、そのプラットフォームをオープン・アクセスによって広く利用可能なものにしていくことができれば、本大学資料室が始めた「師範学校アーカイブズ」の事業がその意義とともに次の段階へと継承されていくのではないだろうか。

大学アーカイブズの設置・整備状況は、大学によってまちまちである。しかし、本大学史資料室が附属図書館の下にあるように、さしあたり、各大学附属図書館と連動しながら、その可能性を模索していくことは、一つの有りうるべき選択肢であるように思われる。

3. 大学史関係資料の管理・保存と公開

本大学史資料室のもう一つの大きな柱は、本学の大学史関係資料の管理・保存と公開である。すなわち、本学の前身である師範学校時代からの歴史を辿る史資料を積極的に収集して、それらを管理・保存、そして公開していくことである。

本室では、設立以来、その資料の公開を目指し、資料の整備を行ってきた。その作業は、本大学史資料室専門研究員によって進められてきている。そして2019年には、東京府豊島師範学校・東京第二師範学校の同窓会組織である撫子会の「撫子会保存資料」と、「青山師範学校関係資料」の公開を始めることができた。後者は、『東京学芸大学五十年史』編纂課程で収集した資料群のうち、東京府青山師範学校・東京第一師範学校に関する資料群である。公開資料目録と閲覧案内については、本大学史資料室 HP を参照願いたい。

また筆者がこれを執筆している現在、「青山師範学校関係書類」と同様に、五十年史編纂事業の資料群である「豊島師範学校関係資料」も公開に向け、作業は最終段階に進んできており、次には木下一雄初代学長資料の目録の整理・公開準備へと向かう予定となっている。

その一方で、本大学史資料室の認知度の高まりとともに、学内外から本学の歴史に関わる史資料が寄贈されている。それらの多くは、本学の卒業生・関係者が大切に保管してきたものである。

本大学史資料室は、設立以来毎年、「東京学芸大学大学史資料室展示会」を開催してきた。本年度の展示会のテーマは、「遊びのなかの学び―附属幼稚園の歩みと保育の継承―」であった。詳細については、本号における木暮絵理専門研究員の報告をお読みいただきたい。他にも新たに、「今月の学芸アルバム」という「小展示」を継続的に始めることとした。これは、本大学史資料室の事業を一人でも多くの学生・教職員、大学関係者に知ってもらいたい機会になると期待している。

おわりに

国立大学の運営費交付金が厳しい状況にあるなかで、本大学史資料室の事業も、そこに頼るだけでは厳しい。そのなかで、本大学史資料室の使命と役割を学内外に示して理解を求めつつ、新たな事業展開を進めるためには、外部資金の獲得など、さらなる知恵と工夫が必要となる。

設立から8年目が終わる今、藤井健志初代室長が定年退職される。その志を引き継ぎつつ、私たちは、東京学

芸大学大学史資料室を次のステージへと進めていかなければならない、と思う。

注

- 1 藤井健志「大学史資料室—これまでとこれから—」『大学史資料室』(2012年6月20日)、p.2；藤井健志「大学における資料保存の意味と意義」『大学史資料室報』vol.1, 2014年3月)、pp.1f.
- 2 君塚仁彦「大学アーカイヴズをめぐる全国的状況」『大学史資料室』(2012年6月20日)、p.3.
- 3 菅真城『大学アーカイヴズの世界』(大阪大学出版会、2013年)、p.117. 本稿では、引用文献タイトル等ですでに示されているもの以外では、原則「アーカイヴズ」と表記している。
- 4 前掲書、p.2, 119.
- 5 藤井「大学における資料保存の意味と意義」、p.4ff.
- 6 前掲論文、p.6f.
- 7 藤井健志「師範学校アーカイヴズの構築とその意義」『大学史資料室報』vol.3, 2016年3月)、pp.1-7.